

報告一

決めない政府から決められない政府へ？

——アメリカ民主政における連邦政府の位置づけと現代政治への含意——

岡山 裕

近年、安定した民主主義体制を持つと考えられている先進国においても、ポピュリズムや、人種や宗教といった属性に基づく差別意識、不寛容、そして攻撃的姿勢が政府の内外で目立つようになってきている。イギリスのヨーロッパ連合からの離脱（ブ렉ジット）決定にいたる政治過程や、アメリカ合衆国（以下アメリカ）におけるドナルド・トランプの大統領への当選やその政権運営などが、その象徴的な例として挙げられてきた。アメリカについては、長年の法的な人種差別もあって民主主義の歴史が決して長いともいえないことから、民主主義から競争的権威主義体制に移行する可能性がどの程度あるのかといった議論もされているほどである（Levisky and Ziblatt 2018）。

ただし、こうした議論でもふれられているように、アメリカに関していえば、民主政治の作動に消極的に作用するような動きが登場したのは最近ではない。その変化の軸をなしているのが、民主党と共和党の二大政党が二〇世紀後半から徐々にイデオロギー的に分極化を進めてきたことであり、一九九〇年代には既に、ある政策的課題の解決の必要性が超党派で共有されているにもかかわらず、政策形成が進まないという膠着状態（グリッドロック）の頻発が指摘されるようになっていた。分極化はその後も進んでおり、近年は政党の後を追うようにして有権者レベルでも分極化が進行しているとみられている。しかも、有権者の政党支持が、多分に対立政党への敵愾心に基づくようになって

ており、政府の内外で党派に基づく相互不信と対立が極めて険悪なものになってきているのである（岡山二〇一七）。

その背景には、それぞれの政党を支える利益団体の連合が、イデオロギー毎にまとまっているのみならず、様々な分野で対立勢力と刺激し合うように主張を強めてきているという事情もある。非武装の黒人が、警官を含む白人に射殺されるという事態が相次いだのに対し、リベラルの側で「ブラック・ライヴス・マター（黒人の命は軽くない）」運動が展開し、他方で積極的差別是正措置（アファーマティヴ・アクション）や政治的正しさ（ポリテイカル・コレクトネス）の広がりなどから、白人が軽んじられているとして白人至上主義者が活動を活発化してきたというのは、その好例である。トランプの台頭については、それがアメリカの分断を引き起こしたのか、それともその逆なのかが一時議論になったものの、後者、つまりトランプを現代アメリカの抱える政治的・社会的病理の一症状とみる見方が支配的になっていくといつてよい。

こうした動きが、アメリカの民主政に重大な挑戦を突きつけているのは間違いない。しかし本稿では、既

にかなり議論されているこの対立自体ではなく、その背景の一部をなす連邦政府とそれを取り巻く諸制度がもつ意義を検討したい。それには、二つの理由がある。第一は、後に見るように、連邦政府の制度的特徴が、現下の政治対立を一方では促進し、他方ではその効果を抑制するという、重要な役割を演じているためである。上で見たように、対立する諸主体に注目するばかりでなく、それらの活動を規定する構造的要素を踏まえることで、先鋭化を深める対立についてよりよい理解が可能になると思われる。

そして第二の、より重要な点として、連邦政府のあり方それ自体が民主主義に対する挑戦になっているということがある。合衆国憲法を中心とする連邦レベルの政治制度は、多数決主義的な民主主義に対して消極的な見方の下で作られており、連邦政府が国全体を積極的に統治することも想定されていなかった。そのために、民主化が進み、連邦政府に期待される役割が大幅に拡大した今日でも、多数決主義的な政策形成が構造的に制約されているとみられるのである。

以下この小論では、アメリカの政治体制における連邦政府の位置づけと、その役割を歴史的に検討する。

それによって、連邦政府が元々何かを実行するだけでなく、余計なことを「決めない政府」としても構想されたこと、そしてその後の社会経済的变化に応じて積極的に大きな役割を果たす必要が生じたものの、設置当初からの基本的な特徴が変わらないために現在の「決められない政府」という状況が生み出されている面があることを示す。アメリカの民主政治は、それを掘り崩そうとする諸主体ばかりでなく、他ならぬ連邦レベルの政治制度によって挑戦されてきた、というのが本稿の主張である。

### 1 「決めない」中央政府の登場

一 国の中央政府は、通常その国の秩序維持と発展に全般的な責任を負っていると考えられる。ところが、アメリカの連邦政府について注意を要するのは、政治体制における位置づけと国内で果たすべき役割の両面で、この見方とやや異なる方向性で創設されたという点である。イギリスの北米一三植民地が一八世紀後半に革命を経てそれぞれ共和国として独立し、その後紆余曲折を経て、一定の権限を与えられてできたのが連邦政府であった。しかし、革命を通じて君主制を廃し

たものの、多数決主義的な民主主義に基づく運用が想定されていたわけではなかった。また連邦政府は憲法上、各州が「共和政体であることを保証」することになっているものの、日本やフランスといった単一国家の政府のように、国内のあらゆる事態に対応するという役割が求められたわけではなかったのである。以下、それぞれ検討しよう。

まず政治体制との関係でいえば、憲法典を起草した指導者達（制憲者 Framers と呼ばれる）は、君主制や貴族制こそ否定したものの、今日的な、統治するものとされるものの同一性と、多数派による政治的決定にもとづいて物事を進めるという意味での民主主義を目標とさなかつただけでなく、望ましくないと考えていた。むしろ、徳と賢慮を持つエリートが主導すべきと考えていたのである。それまで民主主義といえば直接民主主義が想定されてきたのに対して、代議制を積極的に評価し、大統領と連邦議会上院について間接的な選出制度が採用されたのも、そのためであった。統治機構にしても、三権が抑制均衡の関係に立って統治のための権力を共有する、権力分立制度がとられたのである（ウッド二〇一六：阿川二〇一三）。

次に、政府の役割に関しては、連邦政府は今日でこそ医薬品の品質を規制し、年金や健康保険を提供するというように、規制国家、福祉国家としての機能も果たすようになってきている。しかし、合衆国憲法の規定上は中央政府に最低限求められる、外交や州をまたがる経済活動の規制といった、重要だが限られた役割しか与えられていない。市民生活に関わるほとんどの事柄は、それぞれが自立した政体である州や地方の政府が管轄し、地域の人々にとって望ましい政策を実現すればよく、連邦政府はあくまでそれらを補う位置づけにあると考えられたのである。そのことは、憲法典の連邦の管轄に関する規定が、連邦政府が行ってよい事項のみを列挙する形になっている点に表れている。

連邦政府の政治体制上の位置づけと役割の共通の背景として、共同体全体の利益である共通善 (common good) の実現を重視する、共和主義の発想がある。民主的決定が軽んじられたわけではないものの、私利私欲に基づいた徒党が多数派を握った場合に専制に陥ることが懸念され、多数派の暴政を徹底的に抑止するような制度設計がなされた。つまり、連邦政府は中央政府と異なるが、共和制を脅かさないようにすべく、

意図的に統治能力の決して高くないものにされたのである。

その結果、合衆国憲法の下で生み出された政治は、よく知られるアレント・レイプハルトの民主主義の二分類のいずれにも収まりの悪いものとなった。アメリカでは、多数派が思い通りに政策決定をできないように、超多数派の賛成を要する制度が多用されているため、多数決型民主主義とはいいにくい。かといって、レイプハルトがコンセンサス型民主主義に関して想定するように、民族や階層ごとにまとまった、安定的に存在する諸集団があり、それらの間の協議と妥協で決定がなされるといってもいい。個別の決定の都度超多数派の形成が必要となる、物事を決めるににくいような政治制度が敢えて採用されているのである。本稿で連邦政府を「決めない政府」と呼ぶのには、こうした事情がある (レイプハルト 二〇一四：ダール 二〇〇三)。

## 2 全国規模の民主政の登場

このように、アメリカの連邦政府は、一般市民の参加に基づく多数決主義的な民主主義を信用していない

エリートが、政府に積極的に活動させるよりも、それ  
がすべきでないことをなるべくしにくいように作り上  
げたものであった。これは、一八世紀当時の政治思想  
や社会経済状況を反映していたものの、一九世紀以降、  
連邦政府を取り巻く事情は、政治体制のあり方と政府  
の役割の両面に關して大きく変化していった。

まず政治体制については、エリートが共通善を見い  
だして政治を動かすべきと考えていた当の制憲者達自  
身が党派的に対立するようになった結果、連邦政府の  
発足時から、エリート内で二つの党派に分かれての争  
いが生じた。またイギリスからの独立と革命を機に、  
平等主義的な考え方が広まっていき、政治参加の拡大  
への支持につながった。その結果、一八三〇年代にか  
けてほぼ全国で白人男子の普通選挙権が実現していっ  
たのである。それと時期を同じくして、一般の支持者  
を権力基盤とする政党からなる全国的な二大政党制が  
成立した。こうして、共通善を見いだすのでなく、異  
なる利害に支えられた政治勢力間の競争が政治のある  
べき姿になっていったのである。今日の民主党対共和  
党という組み合わせは、一八五〇年代から続いている  
(Sibley 1991)。

次に政府の役割についてみると、とくに一九世紀後  
半から連邦政府の対処すべき問題が大きく拡大して  
いった。ただしそれは、連邦政府に与えられた憲法上  
の権限が増えたからではなく、政治や社会の変化に  
よって、連邦政府が元々管轄することになっていた領  
域が拡大していったという性格が強い。これは、主に  
二つの領域で生じた。最も重要なのが、社会経済活動  
の全国化であり、鉄道路線の延伸に典型的に現れたよ  
うに、人々の活動が州をまたぐのが当然になったので  
ある。それによって、それまで州が行っていた規制政  
策が限界を迎えた。憲法上、州をまたがる経済活動  
(州際通商と呼ばれる)を管轄できるのは連邦だけのた  
め、好むと好まざるとにかかわらず、規制に乗り出し  
ていくこととなったのである (Keller 1998)。

そして、もう一つの領域が外交である。一九世紀の  
ほとんどの期間、一八一二年からのイギリスとの戦争  
や、世紀半ばの南北戦争におけるヨーロッパ諸国の干  
渉を除いて、最も重要な対外関係の相手方であるヨー  
ロッパとの関係の基本は、モンロー主義に基づき、互  
いに干渉しないというものであった。しかし、一九世  
紀末になると、大陸内の開発が一段落した一方で、鉄

銅生産が世界一になるなど生産力が高まっていたため、とくに市場として海外に目を向ける必要性が増大した。その結果、外交と軍事を担当する連邦政府の役割が拡大することになったのである (Moore 2017)。

このように、一九世紀を通じて民主化が進み、連邦政府に対する政策的な需要も大きく拡大した。さらに二〇世紀に入ると、とくに一九二九年からの大恐慌を契機にして、州政府の財政規模や権限では限界があるとして、連邦政府が格差や各種の社会的リスクに対応することも期待されるようになっていった。要するに、他の先進民主主義国の中央政府と同様、必要に応じて物事を「決められる」だけでなく、その決定を実行に移すことが求められるようになったのである。ところが、すでにみたように連邦政府は積極的に、また多数決主義的に作動することがないように作られている。そのため、連邦政府の発足後に生じた上のような変化にどう対応するかが問題にならざるをえなかった。この点を中心に、一九世紀後半からの急激な社会経済的変化に政治がどう対処してきたのかは、重要な研究対象になってきた (Wiebe 1967; Sklar 1992)。

### 3 民主的で「決められる」政府への脱皮？

余計なことを「決めない」のが文字通り美德とされたアメリカ連邦政府が、ここまでみたような政治社会の変化に対応するには、どうしたらよいだろうか。例えば、アメリカとほぼ同時期に共和制を採用したフランスでは、何度も憲法典が一から作り直されてきた。しかし、アメリカはそうしたやり方をとってこなかった。一七八八年に成立した合衆国憲法は、今日までに二七の修正条項が成立したものの、本稿で検討している統治機構を中心に、基幹的部分についてはほとんど変更が加わっていない。この間の大規模な政治社会変動に対して、憲法典以外の部分で政治制度に修正を施すという形で対処がなされたのである。具体的には、二〇世紀初頭までにそれぞれ以下のような対策がとられた。

まず、建国当初に意図された共和主義的な統治と異なり、政党対立をベースにした民主的な政治が求められたのに対しては、選挙制度の変更がなされていった。ただしアメリカでは、連邦レベルの選挙の方式も多きが州レベルで定められてきた。例えば、連邦議会下院議員選挙については、投票資格にせよ、選挙区の区割

りにせよ、各州の議会在定めるところとなつてゐる。二〇世紀転換期以降、様々な公職の選挙について予備選挙制度が導入されていったが、これについても同様である。

こうした事情から、連邦レベルでなされた変化はあまり多くないが、とりわけ重要なものは憲法修正の形をとつてゐる。例えば、一九世紀初頭には、政党対立を前提とした形で大統領・副大統領選挙の方式が変更され、間接選挙の意義が形骸化した。具体的には、一八〇四年に成立した第一二修正条項で、両者を別々に選出するようになってゐる。また一八七〇年成立の第一五修正条項は、人種による選挙権の差別を禁じた。そして二〇世紀前半には、一九一三年成立の第一七修正条項で連邦上院議員が民選となり、一九二〇年成立の第一九修正で女性の選挙権を全国的に実現している。さらに、一九七一年の第二六修正条項では、それまで二一歳が普通であつた投票年齢が一八歳とされた (Keyssar 2000)。

それに対して、統治機構に関しては憲法典の修正という根本的対応はほとんどなされなかつた。南北戦争後の第一三〜一五修正条項で、市民が当然に持つべき

権利を定めたいと、それを実効的にするための権限を連邦政府に与えたのは極めて大きな意義があつた。しかしそれ以外は、一九一三年に成立した第一六修正条項で連邦による所得税の課税を認めたとつた程度であり、連邦政府の権限を強化するような修正は非常に少ない。統治機構の基本構造について、憲法典のうへでは手がつけられなかつたのである (Kyvig 2016)。

とはいえ、だからといつて重要な変化が生じなかつたわけではない。二〇世紀転換期から、今日につながるような強大な行政機構が作られていった。それを象徴してゐるのが、州際通商委員会をはじめとする、規制政策を担う各種の独立行政委員会であつた。こうした行政機関は、連邦議会や司法裁判所に欠けている、政策に関する専門知識を活用して裁量的かつ効率的に政策を執行するだけでなく、進んで立法を提案するようにもなつた。それによつて、連邦政府の三権の小回りの利かなさを補い、増大した政策的需要に対応するのがねらいであつた (Okayama 2016)。

しかし、選挙で選ばれたわけでもない官僚が政策過程の主導権を握る行政国家化は、他方で進んでいた民主化の流れに真つ向から反するものであつた。これは

大きな皮肉であったが、行政機関についてはさらに、憲法典に具体的な規定がほとんど置かれていないという問題もあった。そのため、行政機関の行う裁量的な規則制定や審判が、憲法上それぞれ連邦議会と司法のみに与えられた立法権と司法権の濫用に当たるとして、憲法上の疑義も提起されるようになったのである。明らかに現実的必要性から、行政機関には多くの権限が与えられてきたものの、今日にいたるまで、憲法典を厳格解釈する保守派からは、行政国家の存在は違憲であり、解体されるべきか少なくとも徹底的に制約されるべきだという批判が続いてくる (Hamburger 2014; Postell 2017)。

#### 4 二大政党のイデオロギー的分極化と「決められない」連邦政府

このように、アメリカの連邦政府は民主化と期待される役割の拡大という二重の変化に対して、主に選挙制度の変更と行政機構の拡大という、いずれも重要な制度の修正あるいは導入で対処していった。しかし、そこで注意を要するのは、この二つの変化が、政府の選出、議会による立法、そしてその執行という、民主

主義の基本的な政治過程の流れからすると、政府の選出と政策執行に関わる事柄だということである。つまり、立法による政策形成のルールについてはこの間本格的な変更が行われていない。例えば、議会の両院を通過した法案に対して大統領が拒否権を行使すれば、それを乗り越えるに両院の三分の二という超多数派の賛成が必要となるのは、一八世紀と同じなのである。

ただし、全く変化がなかったわけではない。連邦議会では、上院と下院それぞれで、徐々に院内の多数派を有利にするような規則変更がなされてきた。下院では、一九世紀後半に当時の議長の名前から「リードの規則 (Reed's rules)」と呼ばれる一連の規則が導入された。その結果、例えばそれまで可能だった、議事の進行に反対する少数派議員が、出席しているにもかかわらず、定足数の確認に応じないことで議事を止める、といった戦術が認められなくなる、といった変化が生じた。上院では、院内での演説時間に制限がないのを利用して、演説を続けることで議事を止める、フィリバスターと呼ばれる議事妨害が存在する。しかし、これについても「審議打ち切り」の動議を通すことで打ち切れるようになった他、「財政調整 (budget



reconciliation) 』と呼ばれる一部の立法には適用されなくなり、さらに二〇一三年以降、大統領による人事の承認に関してフィリバスターの適用範囲が狭められてきつる (Cox and McCubbins 2005; Remini 2006; Wawro and Schickler 2006)。

二〇世紀転換期までに行われた、全国的な民主政治に向けた制度的対応によって、世紀半ばまでの連邦政府は、それなりに国内外の状況に対応できていたと考えられる。大恐慌を乗り越え、二つの世界大戦と冷戦を戦い、人種間の法的平等を達成した、といったその間の成果は、大きなものといってよいであろう。それには、ここまで見てきた対応策が一応機能してきたのに加えて、あまり大きな変更のなされなかった政策形成に関しても、いくつかの条件が満たされていたために、潜在的な問題があまり表面化しなかったという事情があった。それは具体的には政党、とくに議会内政党に関わるものであり、具体的には次の二点を挙げられる。

第一は、二大政党のイデオロギー距離の近さと凝集性の小ささである。二〇世紀半ばまでは、二大政党が両方とも党内にイデオロギー的多様性を内包していた

ため、明確に政党間対立の形をとる争点がそれほど多くなかった。そのため、法案毎に政党の枠を超えて協力し、連合形成がなされるのが普通だったのである。そして第二に挙げられるのが、二大政党の勢力差が大きかったことである。二〇世紀に入ってから一九二〇年代までは共和党、そして一九三〇年代以降は民主党が、それぞれ議会内でかなり優位に立っていた。そのため、少数党が多数党に有効に抵抗することができない、あるいはそれをして多数党の足を引っ張ろうという動機自体を強く持たず、政党間対立が激化しにくかったとみられるのである (メイヒュー 二〇一三)。

要するに、二〇世紀半ばまで、連邦議会においては政治家達が政党を単位としてまとまる動機づけがあまり強くなかったといえる。さらに、こうした状況下でニューディール以降政策形成の主導権を握ることが期待されるようになった大統領が、基本的なアジェンダ設定と政策案の叩き台の提示を行い、それを元に政策が作られていったと考えられている。ところが、一九七〇年代以降、徐々にこの条件が崩れていったとみられる (待鳥 二〇一六)。つまり、二大政党がイデオロギー的に分極化し、ほぼありとあらゆる争点について

二大政党が保守とリベラルに分かれて鋭く対立するという、前代未聞の事態が生じている。しかも、分極化の陰に隠れてあまり強調されていないが、全国的に二大政党が勢力面で拮抗するようになっていのである。大統領の所属政党と議会多数党が異なる分割政府の頻度も大きくなっている（岡山二〇一五）。

これによって、今日では多くの法案をめぐって二大政党の間で対立するようになっていいる。しかも両者が拮抗しているため、少数党が次の選挙で多数党に返り咲こうと、徹底的に多数党の足を引っ張って成果を上げさせまいとし、多数党は少数党をなるべく排除して立法しようとするということが生じているのである。例えば、議会内の委員会で、少数党を会議に呼ばない資料をぎりぎりまで見せない、といった事態まで生じている。その結果、議員間の関係も悪くなり、立法生産性はかつてよりも下がっている（Lee 2016）。これが、とくに二〇世紀末以降、立法について膠着状態が頻繁に生じているからくりだと考えられている。

このような状況は、党派を超えて問題視されているものの、考えてみれば、それが生じたこと自体はそれほど不思議でない。建国当時からほとんど変わっていない

ない、連邦政府における政策形成のルールは、多数派が自分達の利害を実現しようとするのを避けるために、わざわざ政策形成が難しくなるような性格のものになっていくからである。こうした仕組みの導入にあたり中心的役割を果たし、合衆国憲法の父と呼ばれるジェイムズ・マディソンは、よく知られた『フェデラリスト・ペーパーズ』の第十篇で、代議制をとる広大な共和国では、私利私欲に走る徒党（faction）が出てきたとしても全国でまとまるのは物理的に難しく、また仮にまとまったとしても権力分立制度のために政府全体を支配するのは困難だと述べている。彼は同第五一篇で、共通善の実現を阻む徒党に対して、徒党同士を競わせる、すなわち「野心をもって野心に対抗させる」こと、そして権力分立的な政治制度を通じて、特定の徒党による政府の支配を防ごうとした（ハミルトン他 一九九九）。

それに対して、今日各政党の背後には、イデオロギーを共有しつつも多様な利害を代表する利益団体がついでおり、これらはマディソンの定義に従う限り明らかに徒党にあたる。要するに、我々が現在みている膠着状態、つまり「決められない」連邦政府は、そも

そも「決めない政府」になることを期待して連邦政府を作ったマディソン達の思惑通りに制度が作動した当然の結果ともいえるのである。アメリカの民主主義は今日、共和主義を信じた制憲者達による挑戦を受けているのだといえよう。

### おわりに

以上を踏まえると、連邦政府が「決めない」政府として作られたことが、近年の政治的・社会的分断にもたらず影響は両義的なものだと考えられる。超多数派の賛成票が得られなければ立法はできないから、左右いずれの勢力がそれぞれの掲げる極端な政策を実現しようとしても、それは困難である。これはある意味でマディソンらの意図通りといえようが、他方で、それによって必要性の明らかな政策であつてもなかなか策定されないだけでなく、二つの勢力がこの膠着状態を互いに相手の責任と考える結果、両者の反目がさらに強化されていく可能性がある。それでも、必要な政策は作らなければならないとすれば、どのような方法がありうるのだろうか。

激化する対立を克服して、政策を実現するのは容易

でない。例えば、今日の大統領は連邦議会が立法できないのに業を煮やして、あるいはそのことを利用して行政機関に大統領令や大統領覚書といった法執行に関する命令を出して、重要政策について実質的な変更を行うようになっているとみられる。しかし、これらはいずれも度が過ぎれば、訴訟によって違法だと判断される恐れがある。例えば、オバマ大統領が二〇一四年一月に大統領覚書の形で公表した「米国民と永住者の親向け強制送還延期プログラム（略称 DAPA）」は、二〇一六年の合衆国最高裁判所の判決で実質的に無効が確定した。トランプ政権についても、政権発足初期に出されたムスリム諸国からの入国禁止措置は、司法により差し止めを受けており、後に修正を施して容認されたのである（久保他編二〇一八）。

この点で今後注目されるのが、連邦議会における超多数派ルールの行方である。現行の憲法上のルールでも、大統領が拒否権を使わなければ連邦議会の過半数で法案は成立する。ただし、それ以外に超多数派の賛成を必要とするルールが、すでにみた上院のフィリバスターであり、アメリカ政治が単純な多数決主義でないことを象徴する制度の一つと考えられてきた。とこ

るが、その乗り越えについては長期的に基準が緩和されてきただけでなく、二〇一三年からは最高裁判官を除く人事承認についてはフィリバスターが停止され、さらに二〇一七年には最高裁判官についても停止された。この延長上で、立法についても停止されることになれば、アメリカは多数決主義に向けて大きな一歩を踏み出すことになる。

しかし、それに加えて本稿の観点からより重要と思われるのが、各州の動向である。連邦政府がそもそも「決めない政府」としてデザインされたのは、重要な事柄のほとんどは各州で決めるべきだと考えられたからであった。今日では、二大政党が全国規模では拮抗しているものの、大半の州ではいずれかの政党が明らかに優勢となっている。そのため、連邦政府の膠着状態とは対照的に、銃規制、性的少数者の権利、不法移民の扱い、そして環境保護といった、重要かつ論争的な争点について積極的に立法がなされ、その結果、州間の政策的偏差が拡大しているのである。また社会政策や教育政策のように、連邦レベルの政策であっても州に執行が任されている場合、やはり多様性が生じている。

今日のアメリカの政治的・社会的分断とその影響を考える際、トランプ大統領という焦点の存在もあって、とかく全国規模、あるいは連邦レベルの政治、それも対立する主体に関心が集中しがちであることは既に述べた。しかし、ここまで見てきたような「決めない」・「決められない」連邦政府の特質を考えると、合衆国憲法に基づく政府内の権力分立と連邦制の構造にもより目が向けられるべきだといえよう。

#### 参考文献

- 阿川尚之、二〇一三、『憲法で読むアメリカ史（全）』（ちくま学芸文庫）。
- ウッド、ゴードン・S。（中野勝郎訳）二〇一六、『アメリカ独立革命』（岩波書店）。
- 岡山裕、二〇一五、『アメリカ二大政党の分極化は責任政党化につながるか』、『日本比較政治学会年報』第一七号所収。
- 、二〇一七、『アメリカ二大政党政治の中の「トランプ革命」』、『アステイオン』八六号所収。
- 久保文明、阿川尚之、梅川健編、二〇一八、『アメリカ大統領の権限とその限界』（日本評論社）。
- ダール、ロバート・A。（杉田敦訳）二〇〇三、『アメリカ憲

- 法は民主的か』(岩波書店)。  
 ハミルトン、アレクザンダー、ジョン・ジェイ、ジェーム  
 ス・マディソン(斎藤眞・中野勝郎訳)。一九九九  
 『ザ・フェデラリスト』(岩波文庫)  
 メイヒュー、デイヴィッド・R。(岡山裕訳)。二〇一三  
 『アメリカ連邦議会―選挙とのつながり』(勁草書房)。  
 待鳥聡史。二〇一六。『アメリカ大統領制の現在―権限の弱  
 さをどう乗り越えるか』(NHKブックス)。  
 レイブハルト、アレンド(粕谷祐子・菊池啓一訳)。二〇一  
 四。『民主主義対民主主義―多数決型とコンセンサス型  
 の三十六国比較研究』原著第三版(勁草書房)。  
 Cox, Gary W., and Matthew D. McCubbins. 2005. *Setting the  
 Agenda: Responsible Party Government in the U.S.  
 House of Representatives*. New York: Cambridge  
 University Press.  
 Hamburger, Philip. 2014. *Is Administrative Law Unlawful?*  
 Chicago: University of Chicago Press.  
 Keller, Morton. 1998. *Regulating a New Economy: Public  
 Policy and Social Change in America, 1900-1933*.  
 Cambridge, Mass.: Harvard University Press.  
 Keyssar, Alexander. 2000. *The Right to Vote: The  
 Contested History of Democracy in The United States*.  
 New York: Basic Books.
- Kyvig, David E. 2016. *Explicit and Authentic Acts:  
 Amending the U.S. Constitution, 1776-2015, with a  
 New Afterword*. Lawrence: University Press of Kansas.  
 Lee, Frances E. 2016. *Insecure Majorities: Congress and the  
 Perpetual Campaign*. Chicago: University of Chicago  
 Press.  
 Levitsky, Steven, and Daniel Ziblatt. 2018. *How  
 Democracies Die: What History Reveals about Our  
 Future*. New York: Crown Publishing.  
 Moore, Colin D. 2017. *American Imperialism and the State,  
 1893-1921*. New York: Cambridge University Press.  
 Okayama, Hiroshi. 2016. "The Interstate Commerce  
 Commission and the Genesis of America's Judicialized  
 Administrative State." *Journal of the Gilded Age and  
 Progressive Era*. 15: 2, 129-148.  
 Postell, Joseph. 2017. *Bureaucracy in America: The  
 Administrative State's Challenge to Constitutional  
 Government*. Columbia: University of Missouri Press.  
 Remini, Robert V. 2006. *The House: The History of the  
 House of Representatives*. New York: Smithsonian  
 Books.  
 Silbey, Joel H. 1991. *The American Political Nation, 1838-  
 1893*. Palo Alto: Stanford University Press.

Sklar, Martin J. 1992. *The United States as a Developing Country: Studies in U.S. History in the Progressive Era and the 1920s*. New York: Cambridge University Press.

Wawro, Gregory J., and Eric Schickler. 2006. *Filibuster: Obstruction and Lawmaking in the U.S. Senate*. Princeton: Princeton University Press.

Wiebe, Robert H. 1967. *The Search for Order, 1877-1920*. New York: Hill and Wang.